

令和5（2023）年5月8日

学生・保護者保証人の皆さまへ

京都経済短期大学
学長 高橋 弘

今後のコロナ対応について

拝啓 薫風の候、皆さまにおかれましては、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。平素は本学の教育研究活動にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、国の方針として令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置づけられることに伴い、令和5年4月28日付け文部科学省通知「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について」の通知がありました。国の動きに準じた対応は以下のとおりとなりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 改正の概要

(1) 新型コロナウイルス感染症の第二種の感染症への追加（第18条第1項第2号関係）

現在、新型コロナウイルス感染症については、感染症法第6条第7項に規定する「新型インフルエンザ等感染症」として、施行規則第18条第2項の規定により、第一種の感染症とみなすとしているところ、感染症法上の位置付けが変更され、「新型インフルエンザ等感染症」に該当しなくなることから、学校において予防すべき感染症としての位置付けを見直し、児童生徒等の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性が高い感染症である第二種の感染症に、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）を加えたこと

(2) 新型コロナウイルス感染症に係る出席停止の期間の基準の設定（第19条第2号関係）

現在、施行規則上、新型コロナウイルス感染症を第一種の感染症とみなしていることから、出席停止の期間の基準について「治癒するまで」としているところ、第二種の感染症に位置付けることに伴い、新型コロナウイルス感染症に係る出席停止の期間の基準を「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」とする規定を加えたこと

以上